



介護(介護予防)サービスを利用するまでの手続

介護(介護予防)サービスを利用するには、小樽市に申請をし、要介護認定(要支援認定)を受ける必要があります。申請から認定、サービスを利用するまでの流れを見てください。

申請する

サービスの利用を希望する方は、本人又は家族が介護保険課の窓口で「要介護認定」の申請をします。また、寝たきりの家族の介護で申請に行くことができない場合や、心身が不自由で一人暮らしの方の場合などには、居宅介護支援事業者や介護保険施設、地域包括支援センターなどに申請を代行してもらうことができます。

※申請書は、小樽市のホームページからダウンロードすることもできます。

要介護認定《認定調査》



心身の状態を調べるために、本人と家族などへの聞き取り調査を行います。また、小樽市から主治医に対し医学的視点から見る本人の身体状況についての意見書を作成依頼します。

コンピュータ判定
《一次判定》

主治医の意見書



介護認定審査会

《二次判定》



認定調査による一次判定結果と主治医の意見書を基に、保健、医療、福祉の専門職が審査します。

認定

要介護 5
要介護 4
要介護 3
要介護 2
要介護 1

介護保険のサービスによって生活機能の維持改善を図ることが適切な方など

介護サービス

要支援 2
要支援 1

介護保険の対象者だが要介護状態が軽く、生活機能が改善する可能性が高い方など

介護予防サービス
介護予防・生活支援サービス

非該当

介護保険の対象外だが、生活機能が低下したり、将来的に介護が必要となる可能性が高い方など

地域支援事業

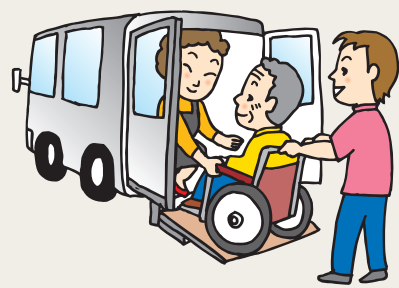
更新

※認定の有効期間は6か月から48か月です。
※有効期間が切れる前に更新申請をすることができます。
※有効期間満了の60日前になったら、小樽市から更新申請の御案内を送付いたします。

区分変更申請

認定有効期間内に心身の状態に変化があった場合には、要介護度の見直しをするため、認定区分の変更申請ができます。

サービスを利用する

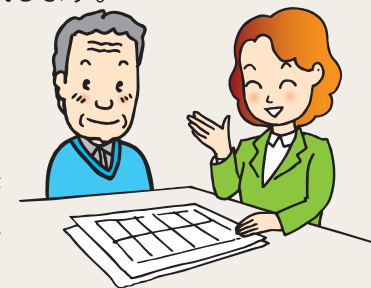


ケアプランに基づいてサービスを利用します。所得に応じ、かかった費用の1割～3割が利用者負担となります。

介護サービス計画を作る

(ケアプラン)

ケアマネジャーなどと相談して、どんなサービスをどのように利用するかという「ケアプラン」を作成します。



※介護サービス計画は自分で作成することもできます。詳細については御相談ください。

利用できるサービス

介護サービス

◎要介護1～5の方◎
介護保険の介護給付を利用できます。

介護予防サービス

◎要支援1・2の方◎
介護保険の予防給付を利用できます。

介護予防・生活支援サービス(総合事業)

◎要支援1・2の方◎
訪問型・通所型サービスを利用できます。

地域支援事業

◎非該当の方◎
小樽市が行う地域支援事業を利用できます。

40歳以上のおみなさん(被保険者)

介護や支援が必要と認められたら、介護保険のサービスが利用できます。

- 保険料を納めます。
- サービスを利用するため、要介護認定の申請をします。
- サービスを利用し、利用料を支払います。

第1号被保険者 65歳以上の方

第1号被保険者は、介護や支援が必要であると小樽市の認定を受けた場合に、サービスを利用できます。

第2号被保険者 40～64歳の方(医療保険に加入している方)

第2号被保険者は、老化が原因とされる病気(特定疾病)により介護や支援が必要となったとき、小樽市の認定を受け、サービスを利用できます。(交通事故などが原因の場合は除く)
※申請には、医療保険証が必要です。

特定疾病

- がん
(医師が一般に認められている医学的知見にもとづき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)
- 関節リウマチ
- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靭帯骨化症

- 骨折を伴う骨粗鬆症
- 初老期における認知症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
- 脊髄小脳変性症

- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症

- 脳血管疾患
- 閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症